

「武力行使」か否かが問題となる具体例の検討

I. 「法執行」との区別が問題になる場合

サイガ号事件 [国際海洋法裁判所判決](#)【教科書 191 頁注 17、判例国際法（第 3 版）52 (b)】

- セントヴィンセントおよびグレナディーン諸島船籍のサイガ号（パラ 31）
- ギニア警備船に拿捕される（パラ 33）
- 実弾・大口徑・自動射撃（パラ 153）
 - “use of force”（パラ 153 の前の表題）
 - [仏文](#)では “usage de la force” [仏語版](#)国連憲章 2 条 4 項と比較

エスタイ号事件 [国際司法裁判所判決](#)【教科書 189-191 頁、判例国際法（第 3 版）149】

- スペイン船籍エスタイ号がカナダ政府船舶に拿捕される（パラ 19）
 - 具体的態様 [スペイン弁護士 Sanchez Rodriguez 口頭弁論（英訳）](#)（22 頁パラ 8）
- スペイン、use of force であり憲章 2 条 4 項違反と主張（パラ 78）
- 本件の use of force (l’emploi de la force) は enforcement of conservation and management measures である（パラ 84）

ガイアナ・スリナム海洋境界画定事件 [仲裁判断](#)【教科書 191 頁、判例国際法（第 3 版）55】

- 両国の係争海域でギニアがカナダ会社に開発許可（パラ 150）
- スリナム、同海域のカナダ会社船舶に退去命令、退去までつきまとう（パラ 151）
 - 海軍の武装船から通告（パラ 433）
- 武力行使の威嚇（パラ 439）
- Force を法執行に用いることは認められるが、本件は憲章違反の武力行使の威嚇（パラ 445）

竹島

- 韓国官憲の駐留
 - [1954 年 9 月 8 日参議院外務委員会](#)
 - [1954 年 9 月 14 日衆議院外務委員会](#)
- 日本巡視船への銃撃
 - 1953 年 7 月 12 日 [朝日新聞](#)・[西日本新聞](#)・[日本海新聞](#)・[山陰新報](#)
 - 1954 年 11 月 22 日 [朝日新聞](#)

奄美沖工作船（不審船）

- 事実関係
 - [海上保安資料館オンラインミュージアム](#)（一連の動画を見ておくこと）
 - [海上保安庁の説明](#)
 - ◇ 巡視船 上空・海面への威嚇射撃
 - ◇ 巡視船 威嚇のための船体射撃
 - ◇ 工作船 自動小銃及びロケットランチャーによる攻撃
 - ◇ 巡視船 正当防衛射撃
 - ◇ 工作船 自爆用爆発物によるものと思われる爆発を起こして沈没
- 法的問題
 - 国内法上の問題
 - ◇ 「[漁業法](#)」（5 条 1 項、128 条 3 項、193 条 4 号）の適用？¹
 - ◆ 「巡視船艇、航空機及び特殊警備隊に発動を指示」（海上保安庁）
 - 国際法上の問題
 - ◇ 「武力行使」ではないのか？
 - ◆ 日本側が発射した弾数は 590 発（[海上保安新聞 2002 年 1 月 1 日](#)）
 - ◆ 日本側の被弾は 168 発（同上）
 - ◇ 「法執行」措置だとして、適切な実力行使だったか？
 - ◆ 漁業をしていない船舶に EEZ 内で実力行使？
 - [国連海洋法条約](#) 73 条 1 項
 - ◆ 実力行使の態様は？
 - サイガ号判決（上記）パラ 154-155
 - 最初の威嚇射撃から全体的に見ると、適切な程度の実力行使だったか？²

II. 「間接的」武力行使 【教科書 218 頁】

ニカラグア事件[国際司法裁判所判決](#)【判例国際法（第 3 版）157】

- 米によるコントラへの援助
 - 財政支援（パラ 95-100）
 - 武器・食糧供与（パラ 100）
 - 訓練（パラ 101）

¹ 田岡俊次「不審船撃沈事件の法的疑問」[世界の艦船](#) 2002 年 4 月号 148 頁、149 頁。

² 坂元茂樹「国際法から見た『不審船』事件」[世界](#) 2002 年 3 月号 20 頁、24 頁。

- コントラの行為は米に帰属しない（パラ 116）
- 友好関係原則宣言（[国連総会決議 2625 \(XXV\)](#)）の関連規定（パラ 191）
- 援助も use of force を構成（パラ 205）
- “training, arming, equipping, financing and supplying in the contra forces or otherwise encouraging, supporting and aiding military and paramilitary activities in and against Nicaragua”が use of force を構成し、（憲章 2 条 4 項に反映された）慣習法違反（主文（パラ 292）3, 4）

III. 領域国の同意がある場合 【教科書 219 頁】

マリへのフランスの軍隊派遣（第 3 回講義）

- 2013 年 1 月 11 日 Opération Serval フランス軍介入
 - フランスによる説明 [S/2013/17](#)

以上